

京都市告示第 345 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 1 月 8 日

京都市長 樹本 賴兼

1 団体の名称

大原戸寺町会

2 規約に定める目的

この会は、会員相互の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図り福祉向上に努めることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催にすること。
- (2) 葬儀等の際の互助にすること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等にすること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生にすること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営にすること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡にすること。

3 区域

京都市左京区大原戸寺町全域 及び 京都市左京区大原上野町 43 番地乃至 46 番地、47 番地の 1、47 番地の 2、48 番地乃至 50 番地、51 番地の 1、51 番地の 2、52 番地、53 番地の 1、53 番地の 2、54 番地の 1、54 番地の 2、55 番地の 1、55 番地の 2、56 番地乃至 58 番地、59 番地の 1、60 番地の 1、61 番地の 1、62 番地、62 番地の 1 乃至 62 番地の 4、63 番地、64 番

地，64番地の1，65番地乃至71番地，72番地の1，72番地の2，73番地乃至75番地，84番地乃至87番地，87番地の1，88番地，88番地の1，88番地の3，89番地，89番地の1，90番地乃至107番地，118番地の6乃至118番地の12，122番地，124番地の1乃至124番地の3，126番地乃至130番地，133番地，134番地，136番地乃至138番地，141番地乃至144番地，148番地，152番地乃至160番地，160番地の1乃至160番地の15，161番地，161番地の1，161番地の2，162番地，162番地の1，162番地の2，163番地乃至179番地，635番地乃至639番地，旧38番地の2，旧38番地の3，旧41番地の1，旧42番地の1，旧43番地の1，旧44番地の1，旧45番地の1，旧54番地の1，旧61番地の1，旧62番地の2，旧62番地の3までの高野川以東の区域

4 事務所

京都市左京区大原戸寺町167番地

5 代表者の氏名及び住所

小野 武男 京都市左京区大原戸寺町90番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成19年12月27日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)